○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)	○国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)・
1	1

○国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)

(内部部局

第七条 (略)

2 { 4

5 でこれを定める。 にこれに置かれる官房及び部を除く。)には、 庁、官房、局及び部 (その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、 (以下「実施庁」という。)

(内部部局の職)

第二十一条

設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。 準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの 官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課 官房又は部を置かない庁(実施庁を除く。)にこれらの職に相当する職を置くときも、 同様とす

5

○国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。

2 • 3

(総務課の所掌事務

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

住宅局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

関する事務のうち、 住宅(その附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備 住宅資金に関する政策の企画及び立案に関すること。 (以下この目において「住宅の供給等」という。)

- 三 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること(都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。)。
- 兀 属するものを除く。)。 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、 貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること(市街地建築課の所掌に
- 五. 分に限る。)の策定に関すること。 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号) の規定による勤労者財産形成政策基本方針 (勤労者の持家の取得又は改良に係る部
- 六 前各号に掲げるもののほか、住宅局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(住宅政策課の所掌事務

第百十六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(建築指導課の所掌事務)

第百二十条 建築指導課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること(住宅生産課及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。)。

(都市鉄道政策課の所掌事務

第百二十五条 都市鉄道政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

る運送サービスの向上及び都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等(以下この条において「都市鉄道等」という。)の利用の促進、都市鉄道等によ に関すること。

二 ~ 五 (略)